

第1章 総則

1. 計画作成の背景と目的

和歌山県では平成23年9月、台風12号の影響による大規模な水害（紀伊半島大水害）が発生し、県内各地に大きな人的・物的被害をもたらした。また、被災家屋の片付け作業に伴う家具、什器、家電品、畳、家屋解体物や山林から流れ出た倒木など大量の災害廃棄物が発生し、生活環境への影響が懸念されるとともに、復旧・復興の妨げとなる恐れが生じた。このため、県は被災市町村からの要請を待たずに被災地へ職員を派遣するとともに、和歌山県産業廃棄物協会に対し「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき協力要請を行い、また、県内市町村や他府県等に対しても支援を要請した。その結果、被災市町村自らの尽力に加えて、こうした関係者の強力な応援もあり、迅速な災害廃棄物の処理につながった。

一方、国では平成26年1月、中央防災会議が策定する防災基本計画が修正され、地方公共団体が災害時に発生した災害廃棄物を迅速に処理し、早期の復旧・復興に資するための計画を策定することが明記されるとともに、阪神・淡路大震災（平成7年）や東日本大震災（平成23年）、さらに近年全国各地で発生した大雨、台風等による被害への対応から得た知見や知識を盛り込んだ災害廃棄物処理対策指針（平成26年3月）を策定した。

和歌山県災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、紀伊半島大水害における災害廃棄物処理の経験を活かし、近い将来発生が懸念される東海・東南海・南海3連動地震（以下「3連動地震」という。）や南海トラフの巨大地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）並びに大雨や台風による風水害から速やかに復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理に係る基本的な考え方や処理方法などを示すとともに、県内市町村における災害廃棄物処理計画策定に資することを目的とする。

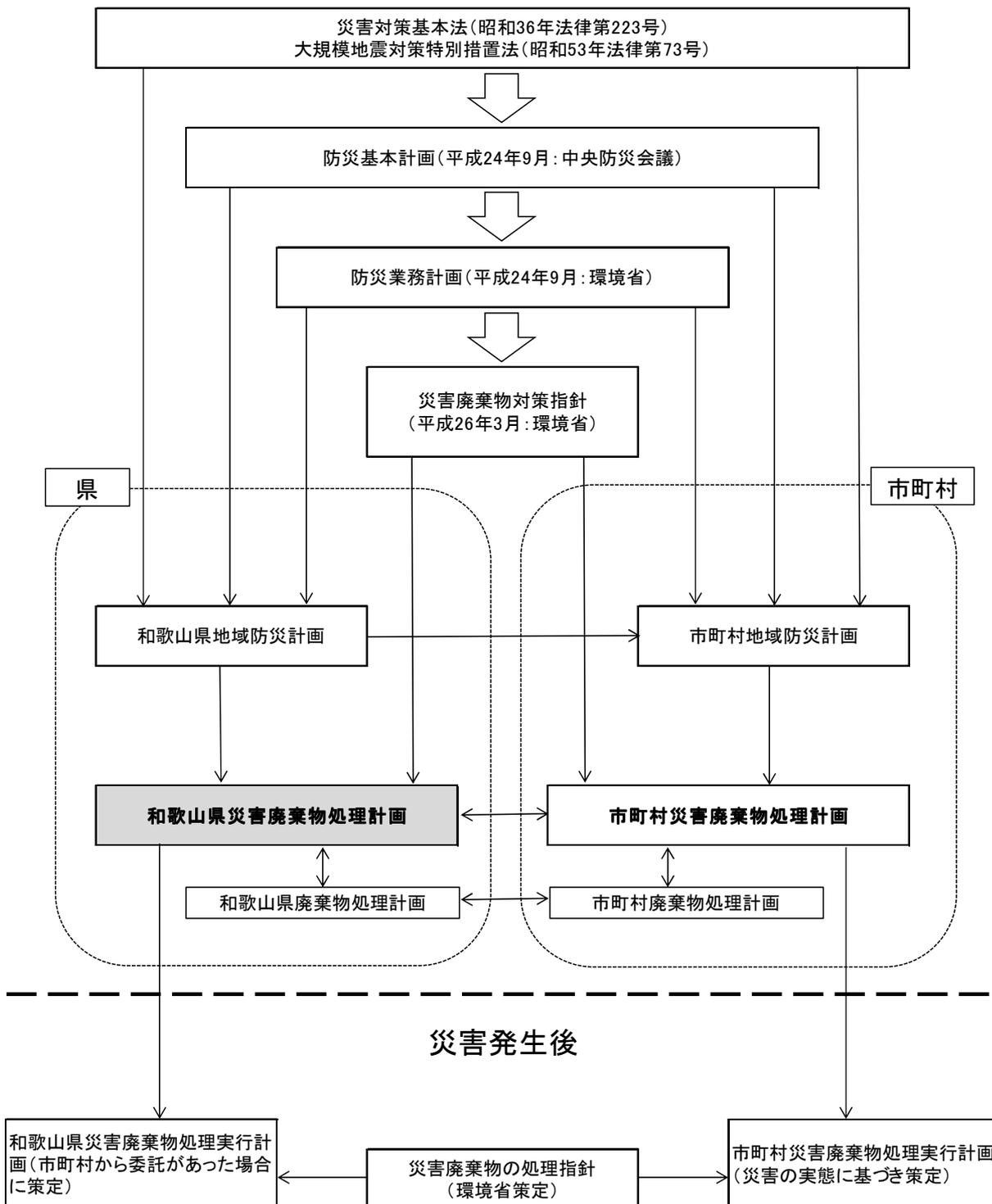
2. 計画の位置付け

本計画は、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理に関する県の基本的な考え方、処理方法などを示すとともに、市町村災害廃棄物処理計画の策定に資するものとして策定するものである。

なお、本計画の実効性を保つため、適宜見直しを行い、計画を更新していく。

災害廃棄物処理に係る各種法令・計画の位置付けは、図1-1のとおりである。

図1-1 災害廃棄物処理に係る各種法令・計画の位置付け



3. 想定する災害

本計画では、3連動地震及び南海トラフ巨大地震並びに台風や大雨等による風水害を想定する。

- 3連動地震：約90年から150年周期で発生するとされている東海・東南海・南海3連動地震
- 南海トラフ巨大地震：千年・万年に一度発生するかどうかとされており、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害を及ぼす最大クラスの地震

3連動地震及び南海トラフ巨大地震における被害想定は、表1-1のとおりである。

表1-1 被害想定（3連動地震及び南海トラフ巨大地震）

		3連動地震	南海トラフ巨大地震
地震規模		Mw8.7	Mw9.1
震度分布		震度5強～震度7	震度6弱～震度7
最大津波高		5m～10m	8m～19m
想定浸水区域		5,660ha	12,620ha
最短津波到達時間		第1波最大津波：5分	津波高1m：3分
建物被害	全壊棟数	約5万9千棟	約15万9千棟
	半壊棟数	約8万8千棟	約10万1千棟
人的被害	死者数	約1万9千人	約9万人
	負傷者数	約1万9千人	約4万人
災害廃棄物等（津波堆積物を含む）		約800万トン	約2,200万トン

（出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定）

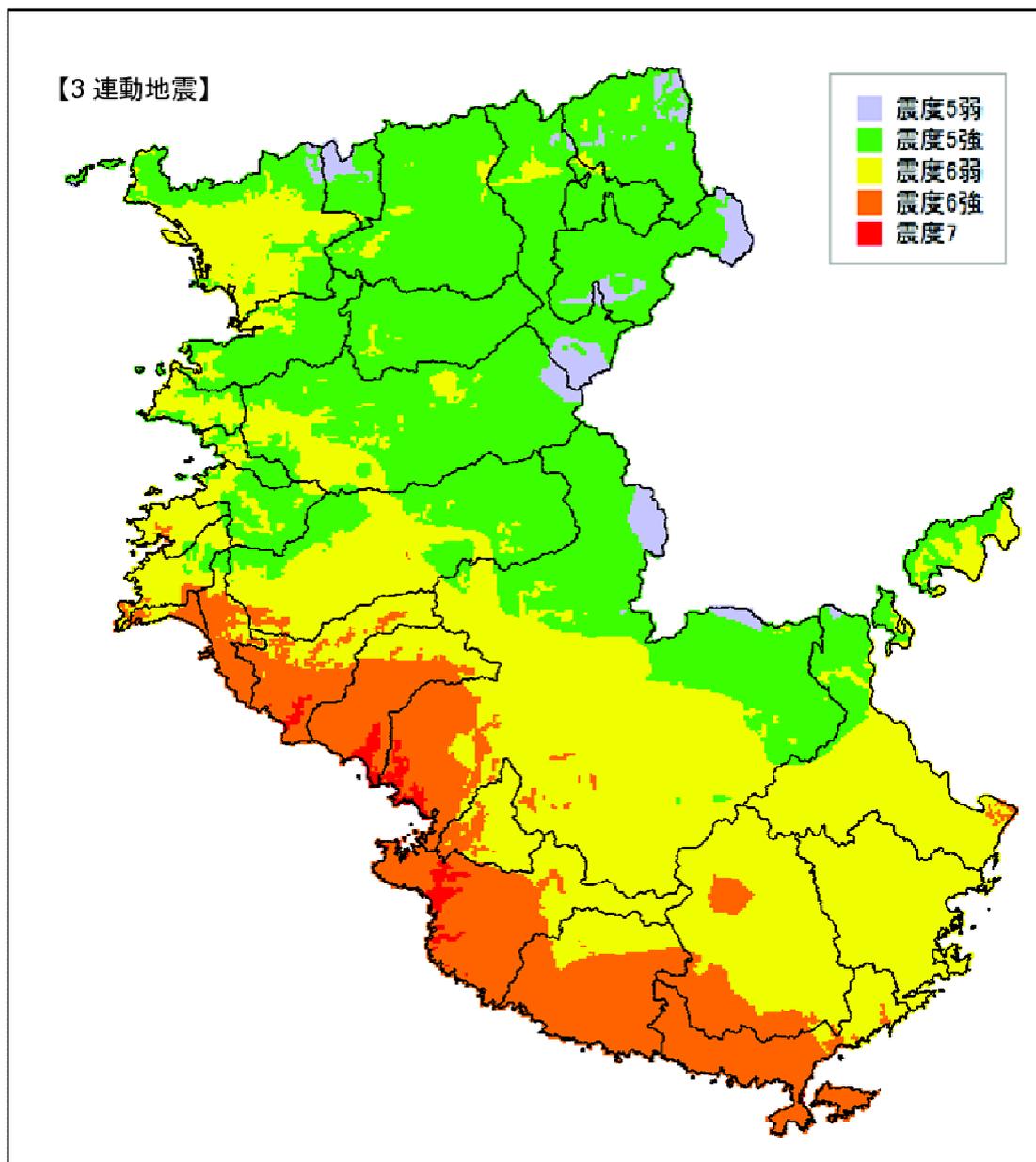
3連動地震及び南海トラフ巨大地震により想定される最大震度分布は、表1-2、図1-2及び図1-3のとおりである。

表1-2 想定される最大震度分布

市町村名	最大震度	
	3連動地震	南海トラフ 巨大地震
1 和歌山市	震度6弱	震度7
2 海南市	震度6弱	震度7
3 紀美野町	震度6弱	震度6強
4 紀の川市	震度6弱	震度6強
5 岩出市	震度6弱	震度6強
6 橋本市	震度6弱	震度6強
7 かつらぎ町	震度6弱	震度6強
8 九度山町	震度6弱	震度6強
9 高野町	震度5強	震度6弱
10 有田市	震度6弱	震度7
11 湯浅町	震度6弱	震度6強
12 広川町	震度6弱	震度7
13 有田川町	震度6弱	震度6強
14 御坊市	震度6強	震度7
15 美浜町	震度6強	震度7
16 日高町	震度6強	震度7
17 由良町	震度6強	震度7
18 印南町	震度7	震度6強
19 みなべ町	震度7	震度7
20 日高川町	震度6強	震度6強
21 田辺市	震度7	震度7
22 白浜町	震度7	震度7
23 上富田町	震度7	震度7
24 すさみ町	震度6強	震度7
25 新宮市	震度6強	震度6強
26 那智勝浦町	震度6弱	震度6強
27 太地町	震度6弱	震度6強
28 古座川町	震度6強	震度7
29 北山村	震度6弱	震度6強
30 串本町	震度7	震度7

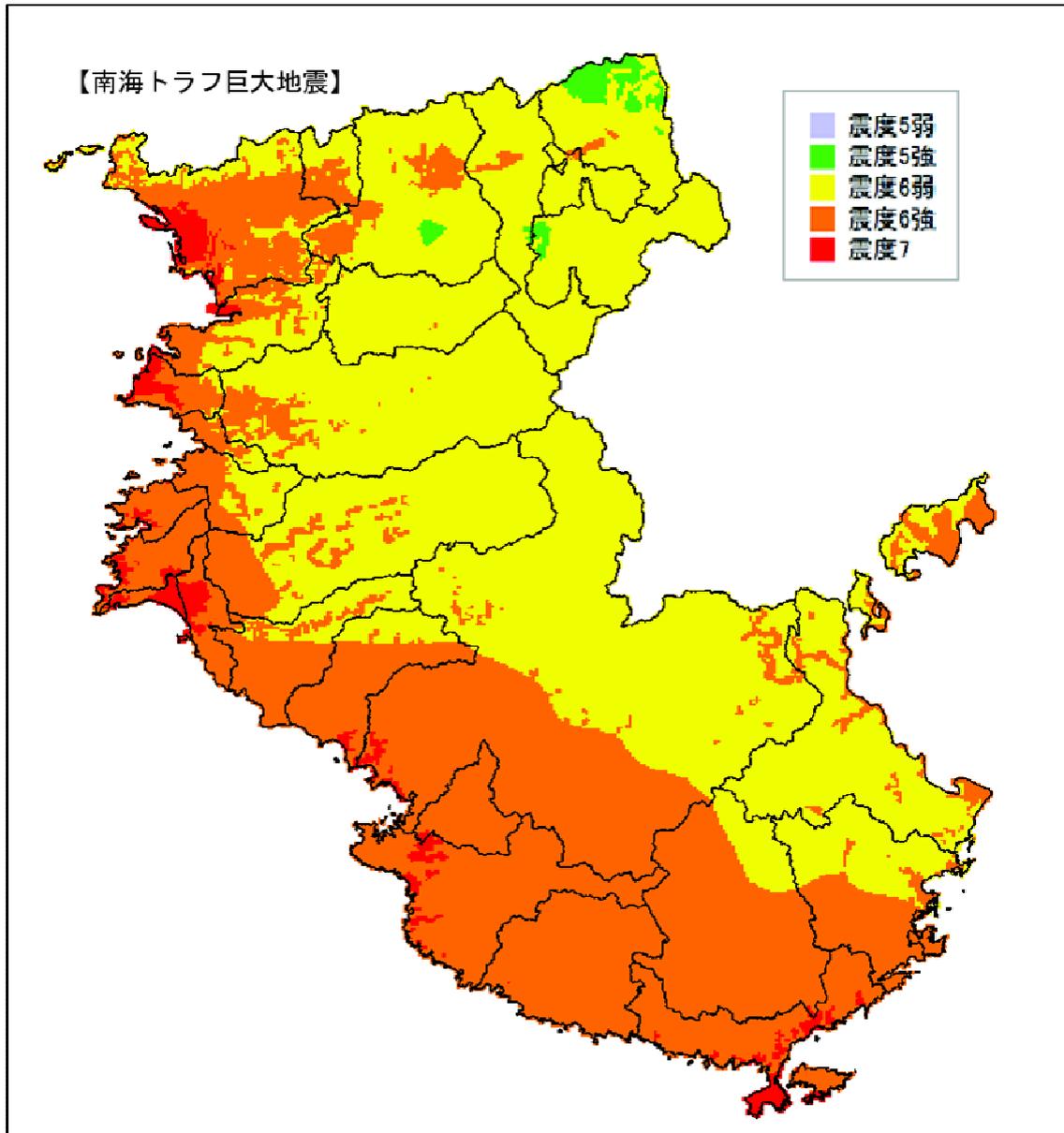
(出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定)

図1-2 想定される震度分布（3連動地震）



(出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定)

図1-3 想定される震度分布（南海トラフ巨大地震）



(出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定)

3連動地震及び南海トラフ巨大地震により想定される市町村別津波浸水面積は、表1-3のとおりである。

表1-3 想定される市町村別津波浸水面積

(ha)

	市町名	3連動地震	南海トラフ 巨大地震
1	和歌山市	1,540	3,660
2	海南市	530	670
3	有田市	100	440
4	湯浅町	100	180
5	広川町	160	340
6	由良町	150	230
7	日高町	100	280
8	美浜町	220	590
9	御坊市	270	970
10	日高川町	-	10未満
11	印南町	90	280
12	みなべ町	80	450
13	田辺市	400	910
14	白浜町	350	960
15	すさみ町	150	320
16	串本町	750	1,170
17	古座川町	10未満	10
18	那智勝浦町	480	690
19	太地町	90	130
20	新宮市	110	330
	合計	5,660	12,620

(出典：平成25年 和歌山県の津波浸水想定)

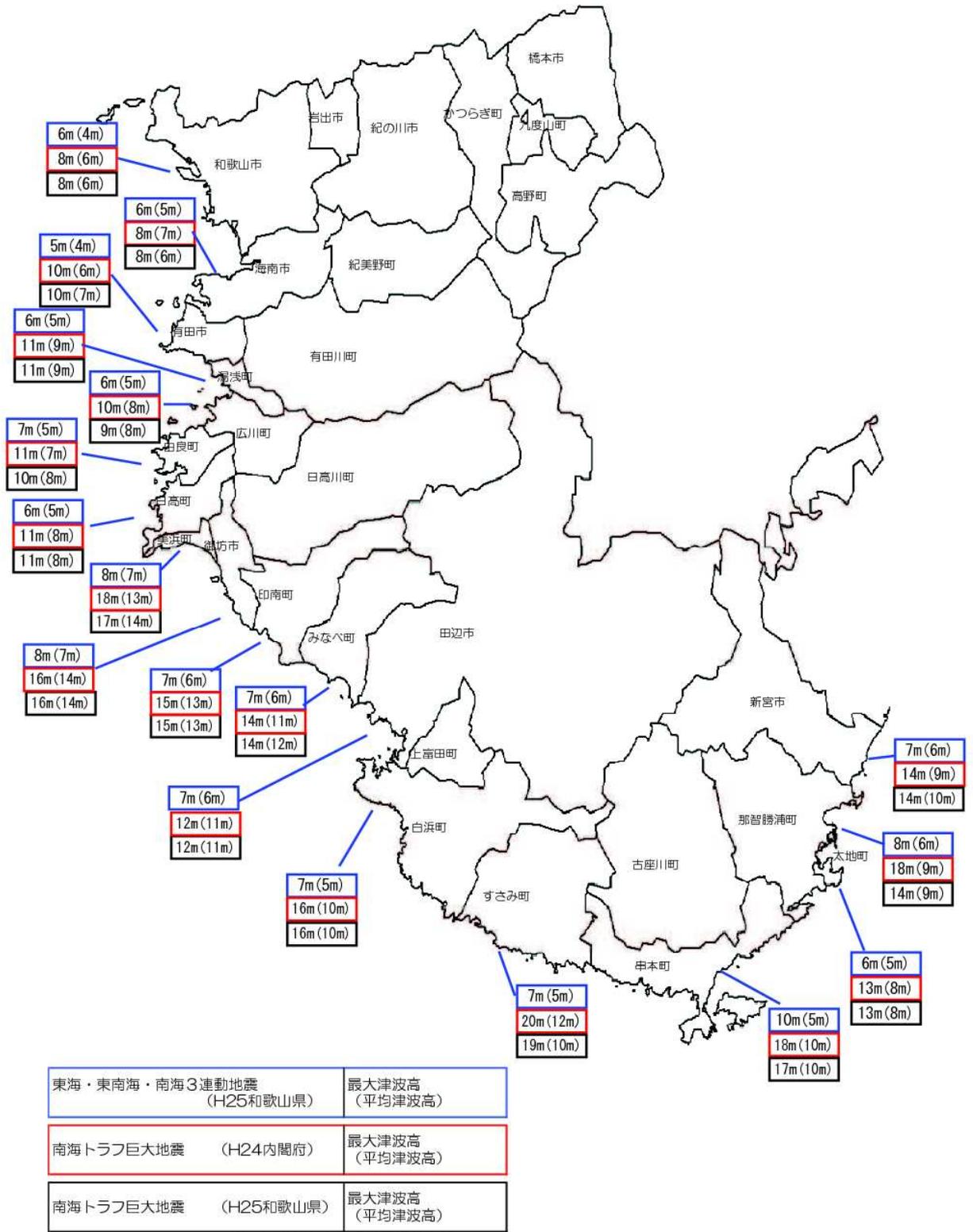
3連動地震及び南海トラフ巨大地震により想定される市町村別津波高は、表1-4及び図1-4のとおりである。

表1-4 想定される市町村別津波高

	市町名	3連動地震		南海トラフ巨大地震	
		最大	平均	最大	平均
1	和歌山市	6	4	8	6
2	海南市	6	5	8	6
3	有田市	5	4	10	7
4	湯浅町	6	5	11	9
5	広川町	6	5	9	8
6	由良町	7	5	10	8
7	日高町	6	5	11	8
8	美浜町	8	7	17	14
9	御坊市	8	7	16	14
10	印南町	7	6	15	13
11	みなべ町	7	6	14	12
12	田辺市	7	6	12	11
13	白浜町	7	5	16	10
14	すさみ町	7	5	19	10
15	串本町	10	5	17	10
16	那智勝浦町	8	6	14	9
17	太地町	6	5	13	8
18	新宮市	7	6	14	10

(出典：平成25年 和歌山県の津波浸水想定)

図1-4 想定される津波高（最大・平均）



(出典：平成25年 和歌山県の津波浸水想定)

4. 市町村ごとの被害想定

平成26年10月に県が公表した3連動地震及び南海トラフ巨大地震での市町村ごとの建物被害想定は、表1-5及び表1-6のとおりである。

なお、両地震とも複数予測したケース（夏の昼12時・風速4m、冬の夕方18時・風速4m、冬の夕方18時・風速8m、冬の深夜2時・4m）のうち、被害が最大となる冬の夕方18時・風速8mの場合を示している。

また、床上浸水及び床下浸水の被害棟数は予測していない。

表1-5 3連動地震による市町村ごとの建物被害想定

市町村	総棟数 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊率	半壊率
和歌山市	148,500	7,300	36,900	5%	25%
海南市	30,400	5,800	4,900	20%	17%
紀美野町	8,100	15	170	0%	3%
紀の川市	35,700	62	720	0%	3%
岩出市	19,000	12	160	0%	1%
橋本市	26,400	26	310	0%	2%
かつらぎ町	10,300	14	180	0%	2%
九度山町	2,500	5	42	0%	2%
高野町	2,900	7	26	0%	1%
有田市	13,700	420	2,800	4%	21%
湯浅町	6,400	780	2,200	13%	34%
広川町	4,500	560	1,100	13%	24%
有田川町	16,600	66	790	0%	5%
御坊市	12,900	3,200	3,300	25%	26%
美浜町	4,500	1,400	1,300	30%	29%
日高町	3,800	420	490	12%	14%
由良町	4,100	1,300	850	32%	21%
印南町	8,100	1,900	2,000	23%	25%
みなべ町	8,100	2,600	2,100	32%	26%
日高川町	7,000	210	990	3%	15%
田辺市	54,900	16,700	8,600	31%	16%
白浜町	13,800	4,100	3,500	30%	25%
上富田町	7,600	650	1,700	9%	22%
すさみ町	3,600	1,000	1,200	29%	34%
新宮市	17,100	1,800	3,700	11%	22%
那智勝浦町	10,200	2,800	3,300	28%	32%
太地町	1,800	310	650	17%	36%
古座川町	2,800	330	860	12%	31%
北山村	460	10	76	3%	17%
串本町	13,300	5,500	4,100	42%	31%
全県	497,800	58,700	88,300	12%	18%

※全壊：液状化・震動・斜面崩壊・津波による全壊棟数の他、焼失棟数を含む。

予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

(出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定)

表1-6 南海トラフ巨大地震による市町村ごとの建物被害想定

市町村	総棟数 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊率	半壊率
和歌山市	148,500	55,200	42,600	38%	29%
海南市	30,400	11,700	5,500	39%	19%
紀美野町	8,100	270	1,500	4%	18%
紀の川市	35,700	1,300	4,900	4%	14%
岩出市	19,000	690	2,300	4%	12%
橋本市	26,400	450	2,500	2%	10%
かつらぎ町	10,300	260	1,300	3%	13%
九度山町	2,500	68	330	3%	14%
高野町	2,900	65	350	3%	12%
有田市	13,700	5,400	3,600	40%	26%
湯浅町	6,400	4,100	970	64%	16%
広川町	4,500	2,400	650	52%	15%
有田川町	16,600	890	3,200	6%	19%
御坊市	12,900	7,400	2,700	58%	21%
美浜町	4,500	3,500	730	77%	17%
日高町	3,800	1,400	650	36%	18%
由良町	4,100	2,700	600	66%	15%
印南町	8,100	3,300	1,400	41%	18%
みなべ町	8,100	4,100	1,700	50%	21%
日高川町	7,000	930	1,700	14%	24%
田辺市	54,900	22,300	8,200	41%	15%
白浜町	13,800	6,400	2,900	46%	21%
上富田町	7,600	1,400	1,900	18%	25%
すさみ町	3,600	2,000	830	55%	24%
新宮市	17,100	3,200	4,200	19%	25%
那智勝浦町	10,200	6,300	1,500	63%	15%
太地町	1,800	1,200	180	67%	10%
古座川町	2,800	900	820	33%	30%
北山村	460	140	170	31%	37%
串本町	13,300	9,800	1,900	74%	15%
全県	497,800	158,700	100,800	32%	21%

※全壊：液状化・震動・斜面崩壊・津波による全壊棟数の他、焼失棟数を含む。

予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

(出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定)

5. 災害廃棄物等の種類と特性

本計画で対象とする災害廃棄物は「地震や津波等の災害によって発生する廃棄物等」及び「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物」とし、その種類と特性は、表1-7のとおりとする。

表1-7 災害廃棄物等の種類と特性

種類	内容	特性					
		再利用可能	減量可能	腐敗性	有害・危険	処理困難	
災害によって発生する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など	○	○			
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	○				
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	○				
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	△	○			
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	△	○			
	腐敗性廃棄物	昼や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など		○	○		○
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	○	○		△	
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	○	○		△	
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶	○	○		△	○
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物（廃石綿等 ^{※1} 、石綿含有廃棄物 ^{※2} ）（以下「アスベストを含む廃棄物」という。）、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物				○	○
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど				○	○	
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	○		△	△	△	
生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	○	○	○		
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	○	○	○		
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からの汲取りし尿		○	○		

注) ○：該当する、△：該当する場合がある

※1 廃石綿等：飛散性の高い石綿を含むもの（煙突用断熱材、吹付石綿）

※2 石綿含有廃棄物：石綿を含み、廃石綿等以外のもの（重量比0.1%以上の石綿を含むもの全て）

6. 災害廃棄物処理の基本的な考え方

- (1) 大規模災害時には、市町村が災害廃棄物処理を行うことは困難であると想定されるため、県が市町村に代わって主導的な役割を担い、産業廃棄物と性状が類似する廃棄物については産業廃棄物処理業者の協力を得て処理を行う。
なお、大規模災害時であっても、避難所ごみや仮設トイレのし尿については、原則市町村が処理する。
- (2) 大規模災害時、県は発災直後から被害の大きい市町村に災害廃棄物処理支援要員を派遣し、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会員とチームを編成し、災害廃棄物処理を全面的に支援する。
- (3) 災害廃棄物の発生現場での分別を徹底し、円滑な処理につなげる。
- (4) 十分な最終処分先を確保することが極めて困難と考えられるため、再資源化と廃棄物の減量化を徹底し、最終処分量を低減させる。
- (5) 県は、必要に応じ広域調整などの対応を積極的に行い、処理の迅速化を図る。
- (6) 大規模災害の場合でも、発災から最長3年で処理を完了させる。

7. 処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、基本的にその処理主体は市町村となる。

しかしながら、被災規模が大きく独自で処理できないと判断される場合は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、被災市町村が和歌山県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部を委託し、県が市町村に代わって災害廃棄物処理を実施する。

また、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うことが住民の生活再建や被災地域の早期復旧・復興にとって重要であることから、県は、市町村からの支援要請の有無に関わらず、廃棄物の処理に精通した県職員で構成する「和歌山県災害廃棄物処理支援要員」を必要に応じて被災市町村に派遣することとする。

なお、特定の大規模災害による被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、国（環境大臣）が災害廃棄物の処理を代行する場合がある。

8. 各主体の役割と事務

災害廃棄物の処理は、事前に県、市町村、関係団体等の役割を明らかにし、災害時に適正かつ迅速に処理が行えるよう備えておくとともに、発災時には協力してそれぞれの役割を果たしていく必要がある。

災害に備えて各主体が認識しておくべき役割と事務は以下のとおりである。

(1) 県の役割と事務

県は、県内の市町村が被災市町村になることを想定し、予防、応急対応、復旧・復興期において必要と考えられる対応を事前に処理計画として整理するとともに、県内市町村が支援を行う側になることも想定し、所要の事項を併せて整理する。県は、災害廃棄物処理に関して支援可能な内容を明確にしておき、災害時には被災市町村や関係団体等と連絡調整の上、人的支援・物的支援等を行う。

特に、本計画における被害想定を踏まえ、被災市町村からの要請の有無にかかわらず、災害発生後、速やかに「和歌山県災害廃棄物処理支援要員」（以下「支援要員」という。）を派遣するとともに、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会と連携して、被災市町村の災害廃棄物収集・処理体制の確立などを全面的に支援する。被害の程度によっては、県が主導することも想定しておく。

① 予防（被害防止・被害軽減） …… 災害発生までの期間

県は、災害廃棄物の処理方針、処理計画等を取りまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、平常時から計画に基づき必要な対応を行っていく。

また、市町村が災害廃棄物処理計画等を策定するにあたり、助言や情報提供を行うとともに、一般廃棄物処理施設等の対策についても必要な助言、その他支援を行う。

役 割	事 務
ア 情報の収集	県は、市町村の災害担当者（課）及び関係団体等の担当者の連絡先等の情報を収集し、災害時における連絡体制を整備する。
イ 情報の把握	県は、県内の一般廃棄物処理施設・資機材及び関係団体等の処理施設・資機材等の調査を行う。
ウ 協力・支援体制の整備	
広域仮置場候補地の選定	県は、大規模災害発生時に備えて、あらかじめ県内の圏域毎に一定規模の災害廃棄物の仮置場候補地を選定しておくとともに、搬出入ルートを検討する。
災害廃棄物処理支援要員	県は、災害廃棄物支援と発災初動期の被害情報収集のため被災市町村へ派遣する支援要員について、平常時から候補者のリストアップを行う（平成 23 年紀伊半島大水害経験者など災害廃棄物処理の支援経験者等から支援要員候補者を選定する）。 また、継続的にリストの更新を行い、派遣期間及び交替人員についても検討する。

広域的相互協力体制	<p>県は、大規模災害時に備え、事前に広域的な相互協力体制を整備する。</p> <p>平常時から各市町村の処理計画を把握するとともに、各市町村計画との相互調整や整合に留意しながら、必要に応じて県災害廃棄物処理計画の見直しを行う。</p> <p>また、県内市町村間及び市町村と関係団体等間の協定等、広域支援体制の整備に関し必要な助言・調整を行う。</p>
-----------	--

② 応急対応 …… 発災から生活再開までの期間

災害が発生したとき、県は、組織体制を整備し、県災害廃棄物処理計画等に基づき、被害の状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できるよう必要な対応を行う。

また、被災市町村の災害廃棄物処理体制の構築に関する指導・助言を行う。

役 割	事 務
ア 情報の収集	<p>県は、災害発生後速やかに県立保健所（支所）、和歌山市を通じて、県内廃棄物処理施設の被害状況を確認する。</p> <p>各県立保健所（支所）は、被災市町村から下記情報を随時収集し、循環型社会推進課に報告する。和歌山市については循環型社会推進課が情報収集を行う。</p> <p>なお、被災市町村から情報が得られない場合は、県職員を被災市町村に派遣し、直接情報収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の推計発生量 ・仮置場の配置等の状況、災害廃棄物の受入可能量、運用計画
イ 情報の把握	<p>県は、県内被災市町村等から収集した上記の情報をもとに、災害廃棄物の発生量を推計する。</p> <p>県は、災害発生後速やかに被災していない県内市町村及び関係団体等に対し、支援可能な人員、資機材・施設等の調査を行い、支援可能内容を把握・集約する。</p>
ウ 協力・支援体制の整備	<p>県は、被災市町村が行う災害廃棄物の収集運搬・処理体制の整備に対し、指導・助言等支援を行うとともに、被災していない県内市町村・県外自治体・関係省庁・関係団体等との連絡・調整を行う。</p>
エ 協力・支援の調整	<p>県は、災害発生時、被災市町村に対し支援を行う市町村（以下「支援市町村」という。）による支援が円滑に実施されるよう被災市町村と支援市町村間の災害廃棄物処理に関する調整を行う。</p>

	<p>県は、災害発生時、関係団体等の支援が円滑に実施されるよう災害廃棄物処理に関する調整を行う。</p>
オ 災害廃棄物処理の支援及び支援要請	
災害廃棄物処理支援要員の派遣	<p>県は、支援要員を被災市町村に速やかに派遣し、災害廃棄物の発生状況や廃棄物処理施設の被災状況に係る情報収集、災害廃棄物仮置場の設置及びその運営など災害廃棄物収集・処理体制の整備を支援する。被害の程度によっては、県が主導することも想定しておく。</p>
県内市町村への支援要請	<p>県は、被災市町村からの災害廃棄物処理に関する支援要請の内容と支援市町村からの支援内容を調整の上、支援市町村に対し支援要請を行う。</p>
関係団体への支援要請	<p>○一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 県は、県内の被災市町村（一部事務組合を含む。）が実施する災害廃棄物処理に関し、被災市町村から支援要請があるときは、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会（以下「産廃協会」という。）に支援を要請する。</p> <p>○一般社団法人和歌山県清掃連合会・一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会 県は、被災市町村からし尿等の収集運搬について支援要請があるときは、「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、一般社団法人和歌山県清掃連合会（以下「清掃連合会」という。）及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会（以下「一廃協会」という。）に支援を要請する。</p> <p>○一般社団法人和歌山県建設業協会 県は、災害応急対策業務のため一般社団法人和歌山県建設業協会（以下「建設業協会」という。）の所属会員が所有する建設資機材及び労働力の支援が必要と認めるときは、「大規模災害時における応急対応業務に関する協定書」に基づき、建設業協会に支援を要請する。</p>
県外自治体への支援要請	<p>県は、県内支援市町村だけでは対応が難しい場合は、県外自治体へ支援要請を行う。</p> <p>また、県外の自治体から支援の申出がある場合は、支援内容を把握し、被災市町村との間で調整を行う。</p>
補助金申請事務支援	<p>県は、被災市町村が行う災害等廃棄物処理事業費国庫補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金申請事務について、必要な指導・助言その他支援を行う。</p>

カ 廃棄物処理施設に関する情報の提供	<p>県は、一般廃棄物処理施設の復旧・修理等に関する情報を収集し、必要に応じて被災市町村に情報提供する。</p> <p>また、被災市町村における一般廃棄物処理施設の能力が不足する場合、迅速に災害廃棄物を処理する上で必要な処理委託先を確保するため、産業廃棄物処理施設等に関する情報を収集し、必要に応じて被災市町村に情報提供する。</p>
キ 報告	<p>県は、市町村の一般廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量及び処理の進捗状況について、国等の関係機関へ随時報告を行う。</p>

③ 復旧・復興等 …… 災害廃棄物の処理が終了するまでの期間

役割	事務
ア 協力・支援体制の整備	<p>被災市町村が主体となって災害廃棄物処理を行う場合、県は、被災市町村に対し災害廃棄物処理体制に関する指導・助言を行うとともに、広域的な協力体制及び被害情報収集体制の確保、被災していない県内市町村・関係省庁・関係団体等との連絡調整を行う。</p> <p>また、被災市町村から地方自治法の規定に基づく災害廃棄物処理の事務委託の要請があった場合は、県が主体となって災害廃棄物処理を実施する。</p>

(2) 市町村の役割と事務

発生した災害が比較的小規模な場合、市町村は全ての災害廃棄物を処理する。

また、大規模災害であっても原則として避難所ごみやし尿の処理を行うとともに、処理することが可能な災害廃棄物については、自ら処理を行う。

① 予防（被害防止・被害軽減） …… 災害発生までの期間

市町村は、災害廃棄物の処理方針、処理計画等を取りまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、平常時から必要な対応を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。

計画の策定にあたっては、災害廃棄物の仮置場の配置計画、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討する。

さらに、災害発生に備え、具体的な手順等を記載した災害廃棄物処理マニュアル等を作成し、災害廃棄物の処理体制を確立しておくことが望ましい。

役割	事務
ア 組織の検討	<p>市町村は、災害廃棄物処理を担当する組織として、総括、指揮を行う意思決定部門（専門チーム）の編成を検討する。</p>

<p>イ 情報の収集</p>	<p>市町村は、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者をリストアップし、継続的に更新する。</p>
<p>ウ 災害廃棄物発生量・既存施設での処理可能量の推計</p>	<p>市町村は、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画で想定する災害規模に応じた災害廃棄物発生量及び既存施設での処理可能量を推計し、あらかじめ把握する。</p>
<p>エ 協力・支援体制の整備</p>	<p>市町村は、平常時から県及び県内外の市町村等並びに関係団体等と調整し、災害時の連携体制・相互協力体制を整備するとともに、災害支援協定の締結を検討する。</p> <p>また、協力・支援側及び被災側それぞれの観点から体制等を検討する。</p> <p>市町村は、支援可能な資機材・処理施設の情報を整理する。</p>
<p>オ 処理体制の整備</p>	
<p>情報連絡体制</p>	<p>市町村は、県、関係市町村、関係団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、災害時に収集する情報の種類・内容や優先順位及び情報の収集・連絡体制を明確にする。</p> <p>また、職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。</p> <p>なお、連絡体制等を定めるにあたっては、混乱を防ぐため情報を一元化する。</p>
<p>廃棄物処理施設補修用資機材の備蓄等</p>	<p>市町村は、平常時から一般廃棄物処理施設等が被災した場合に対処するため、補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努める。</p>
<p>処理スケジュール</p>	<p>市町村は、下記の事項をもとに災害廃棄物の処理スケジュールを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理に必要な人員 ・災害廃棄物の推計発生量 ・市町村内の処理施設の被災状況等を考慮した処理可能量
<p>処理フロー</p>	<p>市町村は、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローを作成する。</p> <p>市町村は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討する。</p>

	市町村は、平常時において、災害廃棄物の最終処分先を検討する。
仮置場候補地	市町村は、通常の処理能力を超える大規模な災害廃棄物の発生を想定し、平常時から仮置場候補地を選定しておく。仮置場の候補地を選定するにあたっては、以下の利用方法についても併せて検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な仮置場（一時的な保管用） ・ 一次仮置場（粗選別・保管用） ・ 二次仮置場（再選別・保管用） ・ 中間処理施設用地（破砕作業用・焼却施設用）

② 応急対応 …… 発災から生活再開までの期間

被災市町村は、災害発生時には処理主体として災害廃棄物処理を担う。

平常時に策定した災害廃棄物処理計画やマニュアル等に基づき、災害発生後迅速に災害廃棄物処理実行計画を策定する。併せて、災害廃棄物発生量や廃棄物処理施設の能力、職員の被災状況などを踏まえ、単独で災害廃棄物を処理できるか総合的に検討し、被害の規模等によっては、速やかに県へ広域的な支援を要請する。

被災していない市町村は、支援市町村として被災市町村の災害廃棄物処理に関する支援を行う。

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う等適正処理確保のための体制づくりを進める。

被災市町村は、処理の進捗管理のため、仮置場への搬入・搬出量、解体家屋数、処分量などの数量の管理を行う。

役 割	事 務
ア 組織体制の確立	被災市町村は、平常時に決定した組織体制・役割分担を基に、意思決定部門（専門チーム）を立ち上げ、責任者を決定し、指揮命令系統を確立する。
イ 情報の収集	市町村は、災害が発生した直後から、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量等について情報収集を行う。 被災市町村は、一般廃棄物処理施設・資機材等の使用可能な状況や処理能力を確認するとともに、県及び被災していない周辺市町村等の支援情報の収集を行い、処理体制の検討を行う。
ウ 被害状況等の報告	市町村は、一般廃棄物処理施設の被害状況を確認し、県へ報告する。 被災市町村は、災害廃棄物処理の進捗状況を県へ随時報告する。
エ 支援市町村の体制の整備	支援市町村は、被害情報・支援ニーズを把握したうえで協力・支援体制を整備する。
オ 支援要請	被災市町村は、被災状況を踏まえ、災害廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等が不足するときは、災害支援協定等に基づき、県又は県を通じて被災していない市町村等に対して協力・支援要請を行う。

	被災市町村は、自市町村内での災害廃棄物の処理が困難なときは、関係団体等に対し、締結している災害支援協定等に基づき、または、県を通じ支援の要請を行う。
カ 処理体制の整備	被災市町村は、一般廃棄物処理施設の処理能力や保有する資機材等が使用可能か確認するとともに、県及び県を通じて被災していない市町村、関係団体等からの支援情報を収集し、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備する。
実行計画の作成	被災市町村は、被災状況から災害廃棄物の発生状況及び発生量を的確に把握し、処理・処分の方法、処理の進行計画、最終処理完了までの時期等を記載した実行計画を作成する。
処理体制	被災市町村は、災害廃棄物及び生活ごみ・し尿（避難所から排出されるものを含む。）の仮置場等の配置計画、分別・保管等の運用計画を作成することなどにより速やかに被災状況に応じた処理体制を整える。
仮置場の設置・運用	<p>被災市町村は、平常時に作成した仮置場の配置計画に基づき、災害発生後迅速に仮置場等を設置し、維持・管理を行うとともに、運用計画により適正な処理の確保に努める。</p> <p>処理能力を超える災害廃棄物の発生等想定外の事態が生じた場合は、被災状況に合わせて迅速に配置計画を見直し、仮置場を確保する。空地等は、自衛隊の野営場や避難所、仮設住宅等への利用も想定されることから、関係部局等と調整の上、仮置場を確保する。</p> <p>被災市町村は、災害廃棄物の発生量を基に、随時仮置場の必要面積の見直しを行う。</p> <p>また、汚水が土壌へ浸透することを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討し、汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じる。</p> <p>一時的な仮置場では、災害廃棄物の搬入時に自治会、ボランティア等の協力により可能な範囲で粗分別を行うよう、市町村職員等がリードする。一時的な仮置場の災害廃棄物は、適正処理と効率化を図るため、市町村又は市町村からの委託を受けた処理業者が分別したうえで一次仮置場に運ぶ。</p> <p>一次仮置場では、市町村職員や自治会が搬入時に分別指導を行う。</p>
	家電製品、自動車、バイク、船舶等災害時に適正処理が困難な廃棄物等の処理体制を整備する。

	被災市町村は、適切な仮置場の運用を行うための人員・機材を配置する。 被災市町村は、仮置場にトラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集個所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止に努める。
一般廃棄物処理施設等の確保	被災市町村は、災害発生の規模や被災状況等に応じて災害廃棄物の処理を行うための一般廃棄物処理施設等を確保する。 また、一般廃棄物処理施設、運搬ルート of 被害状況及び安全性の確認を行う。
災害廃棄物発生量の推計	被災市町村は、発災後の実行計画の作成、緊急時の処理体制の整備のため、被害状況を踏まえ災害廃棄物の発生量や処理可能量の推計を行う。
処理スケジュール	被災市町村は、平常時に作成した処理スケジュールを基に、職員の被災状況、災害廃棄物の発生量、処理施設の被災状況等を考慮した処理可能量等実際の被害状況を踏まえた処理スケジュールを検討する。
処理フロー	被災市町村は、処理方針、推計した発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、平常時に作成した処理フローを基に、被災状況を加味した処理フローを作成する。
処理委託	被災市町村は、関係団体や民間事業者等の協力を得て災害廃棄物の撤去や処理・処分を行うため、災害廃棄物処理の委託業務を発注する。
キ 広報・啓発	被災市町村は、仮置場へ搬入を行う住民等に対して災害廃棄物に係る下記情報について広報、啓発を行い、分別への協力を求める。 ・仮置場の設置状況（排出場所、分別方法）、開設期間・搬入時間
ク 補助金	被災市町村は、災害廃棄物処理に係る費用及び廃棄物処理施設の災害復旧に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金」補助申請を行う。

③ 復旧・復興等 …… 災害廃棄物の処理が終了するまでの期間

被災市町村は、災害廃棄物量が応急対応期の推計より大幅に増えることが明らかになった場合等は、その後の判明状況をふまえ、単独で災害廃棄物を処理できるかを判断し、県への支援を要請する。

既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、被災市町村では、破砕や焼却処理を行う仮設中間処理施設用地の設置や広域処理が必要となる。

被災地の復旧・復興のために、被災市町村は復興計画や復興事業の進捗にあわせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施にあたっては、廃棄物の種類毎の性

状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

さらに、被災市町村は、災害廃棄物の処理の進捗状況に応じ、災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。

役 割	事 務
ア 組織の見直し	被災市町村は、災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、意思決定部門（専門チーム）の組織体制や役割分担の見直しを行う。
イ 情報の収集	被災市町村は、電気や通信網の復旧に伴い、より確実な連絡手段を選択して情報収集を継続するとともに、県や国への報告を継続する。
ウ 支援市町村の対応	支援市町村は、応急対応時に引き続き、処理の進捗に伴い変化する被災市町村の支援ニーズを把握し支援を継続する。 また、支援市町村は、被災市町村から災害廃棄物の広域処理の要請があった場合、自市町村内の処理施設の稼動状況等から受入れが可能か検討を行う。
エ 報告	被災市町村は、電気や通信網の復旧に伴い、より確実な連絡手段を選択して情報収集を継続するとともに、県や国への報告を継続する。
オ 処理体制の整備	
処理委託	被災市町村は、関係団体等の協力を得て災害廃棄物の撤去や処理・処分を行うため、災害廃棄物処理の委託業務を発注する。
一般廃棄物処理施設の確保	被災市町村は、一般廃棄物処理施設の復旧事業を実施している間に、排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。
処理スケジュール	被災市町村は、処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼動状況、処理見込み量、稼動可能な人員数、資機材の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う。
処理フロー	被災市町村は、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化、道路の復旧状況などに応じ、災害応急対応時に作成した処理フローの見直しを行う。
仮置場の原状回復	被災市町村は、仮置場の閉鎖にあたり、土壌分析等を行うなど土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。
広域処理の検討・実施	被災市町村は、被害状況を踏まえ、広域処理・処分の必要性について検討を行い、処理先との取決めに従い災害廃棄物を処理先へ搬出する。

(3) 関係団体等の役割と事務

過去の災害廃棄物処理事例では、廃棄物処理事業者団体、清掃事業者団体、建設事業者団体等の役割が大きいため、事前に支援協定を締結することなどを検討し、災害時に適正かつ迅速に処理が行えるよう、備えておく。

関係団体は、可能であれば災害時の支援計画等を作成し、会員企業と災害廃棄物処理に関する調整を行っておく。

① 予防（被害防止・被害軽減） …… 災害発生までの期間

役 割	事 務
ア 情報の収集	関係団体は、平常時から災害時の連絡体制、協力・支援体制の整備に努め、県や市町村との連絡網に関する情報を共有する。
イ 協力体制の整備	産廃協会、清掃連合会、一廃協会及び建設業協会は、災害の発生に備えて、県との協定書に基づき、市町村の災害廃棄物処理体制の整備に協力する。 また、平常時から支援可能な会員企業の資機材・処理施設を調査し、支援が可能な内容の把握、集約に努め、可能であれば市町村との協定等の締結、協力・支援体制等の調整を行う。

② 応急対応 …… 発災から生活再開までの期間

役 割	事 務
ア 協力・支援体制の整備	関係団体等は、災害発生後、迅速に連絡体制、協力・支援体制を整備し支援要請に備える。 また、会員企業の支援可能な資機材・処理施設を調査し、支援が可能な内容の把握に努め、会員企業と災害廃棄物処理に関する調整を行う。 支援決定後は、県や市町村との連絡網により情報を共有する。
	産廃協会、清掃連合会、一廃協会及び建設業協会は、災害発生時、県との協定書に基づき、支援要請を受けた被災市町村の災害廃棄物処理に対し、支援の調整を行うことにより災害廃棄物の円滑な処理に協力する。

③ 復旧・復興等 …… 災害廃棄物の処理が終了するまでの期間

役 割	事 務
ア 協力・支援体制の整備	関係団体（会員企業）等は、被災市町村からの災害廃棄物処理の業務を受託し、災害廃棄物の撤去や処理・処分を行う。

(4) ボランティアセンターの役割と事務

市町村・社会福祉協議会・ボランティア連絡会等によって設置される災害ボランティアセンターでは、ボランティアからの支援の申し出に対して、支援内容等について調整が行われる。

廃棄物・資源循環にかかわる支援内容として、災害廃棄物の撤去、泥出し、被災家財出し、貴重品や思い出の品等の整理、清掃等が考えられるが、ボランティアセンターは活動開始時に災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先、保管方法をボランティアに対して事前に説明する必要がある。

また、ボランティア活動に必要な資機材等を調達し、ボランティアへの貸出、配布および在庫管理を行う。

災害ボランティアの装備は基本的に自己完結だが、個人で持参できないものについては、可能であればボランティアセンターで準備する。特に災害廃棄物の処理現場においては、粉塵等から健康を守るために防じんマスクや安全ゴーグルが必要である。災害廃棄物の撤去を依頼するだけでなく、活動者の安全を守ることも必要である。

9. 廃棄物処理の現状

(1) 一般廃棄物処理の現状

① ごみ

ア 収集運搬

和歌山県全域でのごみの総排出量は平成 25 年度実績で 382,687 トン/年であり、そのうち 282,819 トンが収集されている。その他に直接処理施設に搬入されるものが 88,743 トン、集団回収により集められるものが 11,125 トンである。

ごみの収集は、市町村等がそれぞれ直営、委託、許認可により実施しており、平成 25 年度のごみ種別収集量は、混合ごみが 96,445 トン、可燃ごみが 139,883 トン、不燃ごみが 5,719 トン、資源ごみが 34,958 トン、粗大ごみが 5,300 トン、その他のごみが 514 トンであり、その合計は 282,819 トンである。

収集に用いる車両としては、平成 26 年 3 月末現在で直営 241 台、委託 287 台、許可 339 台、合計 867 台の収集車があり、積載能力の合計は 1,933 トンである。

イ 処理施設

(ア) ごみ焼却処理施設

ごみ焼却処理施設は平成 27 年 4 月現在、17 施設が稼働中であり、処理能力の合計は 1,651 トン/日である。平成 25 年度の処理実績は、約 31 万トン/年（約 840 トン/日）である。

表1-8 ごみ焼却処理施設一覧

	地方公共団体名	施設名称	焼却対象廃棄物				処理能力 (t/日)	炉数	使用開始 年度	運 管 理 体 制	津波 被害	耐震 化	備考
			混合 ごみ	可燃 ごみ	粗大 ごみ	その他							
1	和歌山市	青岸エネルギーセンター	○	○	○	ごみ処理残渣 し尿処理残渣	400	2	1986	直営	無	済	
2	和歌山市	青岸クリーンセンター	○	○	○	し尿処理残渣	320	2	1998	一部 委託	無	済	
3	海南市	海南市クリーンセンター		○		ごみ処理残渣	150	2	1984	委託	無	済	
4	海南市	海南市下津清掃センター		○			30	2	1984	委託			H21.12 休止
5	田辺市	田辺市ごみ処理場（焼却施設）		○	○		100	2	1996	委託	無	済	
6	新宮市	新宮市クリーンセンター		○			49	2	2002	委託	無	済	
7	紀の川市	粉河クリーンセンター		○	○	ごみ処理残渣	20	2	1972	直営	無	未	
8	紀の川市	那賀アメニティセンター		○	○	ごみ処理残渣	20	2	1995	直営	無	済	
9	岩出市	岩出クリーンセンター		○	○		60	2	2008	委託	無	済	
10	白浜町	白浜町清掃センター		○		ごみ処理残渣 その他	55	2	1995	一部 委託	無	済	
11	白浜町	日置川ごみ焼却場		○	○	ごみ処理残渣 その他	12	2	1990	委託	無	済	
12	すさみ町	すさみ町ゴミ焼却場		○			15	2	1987	直営	無	済	
13	那智勝浦町	那智勝浦町清掃管理事務所（那智勝浦クリーンセンター）		○		ごみ処理残渣	50	2	1991	委託	無	済	
14	有田周辺広域圏事務組合	有田周辺広域圏事務組合環境センター		○	○	不燃ごみ	100	2	2000	委託	無	未	
15	御坊広域行政事務組合	御坊広域清掃センター		○		し尿処理残渣	147	2	1998	一部 委託	無	済	
16	上大中清掃施設組合	上大中クリーンセンター		○			22	2	1987	直営	無	済	
17	串本町古座川町衛生施設事務組合	宝嶋クリーンセンター		○			30	2	2006	委託	無	済	
18	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場		○	○	ごみ処理残渣 し尿処理残渣	101	2	2009	委託	無	済	
合 計							1,651	休止除く					

※1 津波被害は施設位置と津波浸水予想図から推定

※2 耐震化は新耐震基準（昭和56年6月1日施行）への適応状況

表1-9 ごみ焼却処理施設（稼働予定）

	地方公共団体名	施設名称	焼却対象廃棄物				処理能力 (t/日)	炉数	使用開始 年度	運 管 理 体 制	津波 被害	耐震 化	備考
			混合 ごみ	可燃 ごみ	粗大 ごみ	その他							
1	紀の海広域施設組合	紀の海広域施設組合 新清掃工場		○			135	2	2015	委託	無	済	H28.3 稼働予 定

※1 津波被害は施設位置と津波浸水予想図から推定

※2 耐震化は新耐震基準（昭和56年6月1日施行）への適応状況

(イ) ごみ燃料化施設

ごみ燃料化施設は平成27年4月現在、1施設が稼働中であり、処理能力は6トン/日である。

表1-10 ごみ燃料化施設一覧

	地方公共団体名	施設名	処理対象廃棄物	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	運転 管理体制	津波 被害	耐震 化	備考
1	太地町	太地町清掃センター	可燃ごみ	6.0	2000	直営	無	済	
2	有田衛生施設事務 組合	リユースなぎ	可燃ごみ	30.0	2002	直営	無	済	H18.5 休止
合 計				6.0	休止除く				

※1 津波被害は施設位置と津波浸水予想図から推定

※2 耐震化は新耐震基準（昭和56年6月1日施行）への適応状況

(ウ) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設は平成27年4月現在、3施設が稼働中であり、処理能力の合計は、106トン/日である。

表1-11 粗大ごみ処理施設一覧

	地方公共団体名	施設名	処理対象 廃棄物	処理 方式	処理 能力 (t/日)	使用 開始 年度	運転 管理体制	津波 被害	備考
1	和歌山市	青岸エネルギーセンター	粗大ごみ	破砕	75	1986	直営	無	
2	新宮市	新宮市クリーンセンター	粗大ごみ	圧縮	1	2002	委託	無	
3	紀の川市	貴桃クリーンセンター不燃物 処理場	粗大ごみ, 資源ごみ	圧縮	10	1983	直営	無	H21.3 休止
4	有田周辺広域圏事 務組合	有田周辺広域圏事務組合環境 センター	不燃ごみ	破砕	30	1981	委託	無	
合 計					106	休止除く			

※1 津波被害は施設位置と津波浸水予想図から推定

(エ) 資源化等を行う施設

資源化等を行う施設は平成27年4月現在、13施設が稼働中であり、処理能力の合計は、113.8トン/日である。

表1-12 資源化等を行う施設一覧

	地方公共団体名	施設名	処理対象廃棄物	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	運営 管理体制	津波 被害	備考
1	田辺市	容器包装プラスチックリサイクル施設	ペットボトル, プラスチック	4.9	2007	委託	無	
2	新宮市	新宮市クリーンセンター	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, 布類	4.8	2002	一部委託	無	
3	有田川町	有田川町プラスチック収集場	プラスチック	4	2005	直営	無	
4	みなべ町	みなべ町ごみ焼却場資源ごみ選別施設	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, 布類, 不燃ごみ	3	1991	委託	無	
5	白浜町	白浜町カレット選別棟	ガラス類	3	1995	直営	無	
6	白浜町	白浜町リサイクルプラザ	金属類, その他資源ごみ	6	1996	直営	無	
7	那智勝浦町	那智勝浦町清掃管理事務所 (クリーンセンター)	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, その他	12	1991	直営	無	
8	太地町	太地町清掃センター	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック, 布類	5	1978	直営	無	
9	串本町	串本町資源ごみ保管施設 (田並処理場内)	紙類, 金属類, その他資源ごみ, ペットボトル	0.4	2000	一部委託	無	
10	串本町	串本町資源ごみ保管施設 (清掃センター内)	その他資源ごみ, プラスチック	2.5	2002	直営	無	
11	御坊広域行政事務組合	御坊広域清掃センター	ペットボトル	1.8	2000	直営	無	
12	有田周辺広域圏事務組合	有田周辺広域圏事務組合環境センター	不燃ごみ, 粗大ごみ	20	1999	委託	無	
13	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, 布類, 不燃ごみ, 粗大ごみ, その他	46.4	2009	委託	無	
合 計				113.8				

※1 津波被害は施設位置と津波浸水予想図から推定

(オ) 最終処分場

平成27年4月現在、市町村等が設置している最終処分場は、14施設が埋立可能である。平成25年度は年間約1万4千m³が埋め立てられ、平成26年3月末の残余容量は約36万m³である。

表1-13 最終処分場一覧

	地方公共団体名	施設名	埋立容量 (m ³ /年度)	残余容量 (m ³)	処理対象廃棄物	埋立場所	埋立開始年度	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	運転管理体制	津波被害	備考
1	海南市	海南市埋立処分地施設	2,077	9,076	不燃ごみ, 破碎ごみ・処理残渣	山間	1995	14,400	82,000	委託	無	
2	海南市	海南市下津一般廃棄物最終処分場	248	11,808	不燃ごみ, 粗大ごみ	山間	1973	11,550	101,000	委託	無	
3	橋本市	橋本市一般廃棄物処理場	936	11,385	不燃ごみ	山間	1993	17,500	141,650	直営	無	
4	田辺市	田辺市ごみ処理場 (最終処分場)	4,810	22,257	焼却残渣(主灰), 不燃ごみ, その他, 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	山間	1996	23,000	215,864	委託	無	
5	高野町	高野町不燃物処理場	138	9,746	焼却残渣(主灰), 不燃ごみ, その他	山間	2011	10,000	58,600	直営	無	
6	有田川町	尾岩坂ごみ処分場	363	54,022	不燃ごみ	山間	1993	12,150	90,000	直営	無	
7	みなべ町	みなべ町ごみ焼却場 最終処分場	339	7,103	焼却残渣(主灰), 不燃ごみ, 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	山間	2012	2,500	10,000	一部委託	無	
8	白浜町	白浜町最終処分場	1,264	19,620	焼却残渣(主灰), 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	山間	1998	11,900	46,000	直営	無	
9	上富田町	上富田町一般廃棄物 最終処分場	1,758	33,079	不燃ごみ, 粗大ごみ	山間	1978	21,000	68,000	一部委託	無	
10	古座川町	古座川町最終処分場	0	11,209	不燃ごみ	山間	1973	5,000	15,000	直営	無	
11	串本町	串本町最終処分場	177	4,030	不燃ごみ, 破碎ごみ・処理残渣	山間	1982	15,500	82,500	委託	無	
12	大辺路衛生施設組合	家の谷	995	9,901	焼却残渣(主灰), 不燃ごみ, 焼却残渣(飛灰), 破碎ごみ・処理残渣	山間	1981	10,100	69,030	直営	無	
13	御坊広域行政事務組合	御坊広域清掃センター	903	140,523	焼却残渣(主灰)	山間	1990	22,000	236,000	直営	無	
14	有田周辺広域圏事務組合	有田周辺広域圏事務組合埋立処分地	468	19,992	破碎ごみ・処理残渣	山間	1984	13,100	107,552	委託	無	
合計			14,476	363,751				189,700	1,323,196			

※1 津波被害は施設位置と津波浸水予想図から推定

② し尿

ア 収集・運搬

平成25年度のし尿及び浄化槽汚泥の収集量は518,658 kLであり、そのうち498,192 kLは許可業者が、16,257 kLは委託業者が、4,209 kLは直営で収集を行っている。収集用のバキューム車は合計410台である。

イ し尿処理施設

し尿処理施設は、平成27年4月現在、13施設が稼働中であり、処理能力の合計は、1,625 kL/日である。

表1-14 し尿処理施設一覧

	地方公共団体名	施設名	処理方式			処理能力 (kL/日)	使用開始年度	津波被害	耐震化
			汚水処理	汚泥処理	資源化処理				
1	和歌山市	青岸工場	好気	脱水, 焼却	その他	450	1980	無	未
2	海南海草環境衛生施設組合	海南海草環境衛生センター	嫌気, 好気, 高負荷, 膜分離, 焼却	脱水, 乾燥, 焼却	堆肥化	130	2000	有	済
3	那賀衛生環境整備組合	那賀衛生環境整備組合し尿処理施設	標脱	脱水, 乾燥, 焼却		165	1988	無	済
4	橋本伊都衛生施設組合	橋本環境管理センター	標脱	脱水	その他	150	1984	無	済
5	有田周辺広域圏事務組合	有田周辺広域圏事務組合クリーンセンター	標脱	脱水, 乾燥	その他	84	1985	無	済
6	有田衛生施設事務組合	リユースなぎ	高負荷, 膜分離	脱水	堆肥化	38	2005	無	済
7	御坊広域行政事務組合	御坊クリーンセンター 汚泥再生処理センター	膜分離	脱水	助燃剤製造	131	2006	無	済
8	田辺市周辺衛生施設組合	清浄館	高負荷, 膜分離, 焼却	脱水, 乾燥, 焼却	その他	170	1995	無	済
9	富田川衛生施設組合	白鳥苑	標脱	脱水, 焼却	その他	75	2006	無	済
10	紀南環境衛生施設事務組合	南清園	標脱	脱水, 乾燥, 焼却		120	1985	無	済
11	大辺路衛生施設組合	大辺路衛生センター	標脱	焼却		30	1981	無	未
12	那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合	大浦浄苑	高負荷	焼却		37	1996	無	済
13	串本町古座川町衛生施設事務組合	池野山環境衛生センター	高負荷, 膜分離	脱水	リン回収	45	2013	無	済
合 計						1,625			

※1 津波被害は施設位置と津波浸水予想図から推定

※2 耐震化は新耐震基準（昭和56年6月1日施行）への適応状況

(2) 産業廃棄物処理の現状

平成27年4月現在で、産業廃棄物処分業者は141業者である。

また、廃棄物処理法第15条の規定により許可された産業廃棄物処理施設は、表1-16のとおりであり、産業廃棄物の最終処分場（埋立が終了したものを除く。）は、安定型が5施設、管理型が1施設、計6施設が設置許可を受けている。遮断型の最終処分場は県内にない。

平成26年4月現在の最終処分場の残余容量は、表1-17のとおりである。

表1-15 産業廃棄物処分業者数

許可区分	産業廃棄物処理業者		特別管理産業廃棄物処理業者		計	
	和歌山県	和歌山市	和歌山県	和歌山市		
中間処理業	87	51	2 (2)	5 (5)	145	(7)
最終処分業	1	0			1	0
中間処理及び最終処分業	2	0			2	0
合計	90	51	2 (2)	5 (5)	148	(7)

※表中（ ）内の数値は、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の許可が重複する業者数を示す。

表1-16 産業廃棄物処理施設設置許可状況

処理施設の種類の種類	和歌山県			和歌山市			合計
	事	処	計	事	処	計	
汚泥の脱水施設		4	4	19		19	23
汚泥の乾燥施設（機械）							
汚泥の乾燥施設（天日）		1	1	11	3	14	15
汚泥の焼却施設				1	5	6	6
廃油の油水分離施設		1	1		1	1	2
廃油の焼却施設					5	5	5
廃酸・廃アルカリの中和施設		1	1	1	1	2	3
廃プラスチック類、木くず・がれき類の破碎施設	9	70	79	1	23	24	103
その他の焼却施設	1	2	3		6	6	9
コンクリート固形化施設							
水銀ばい焼施設							
シアン分解施設							
遮断型処分場							
安定型処分場		5	5				5
管理型処分場		1	1				1
合計	10	85	95	33	44	77	172

※1 表中（事）とは事業者が設置するもの。（処）とは処理業者が設置するものをいう。

※2 埋立処分場については、埋立終了済みを除く

表1-17 産業廃棄物最終処分場（埋立が終了したものを除く。）の残余容量

最終処分場	和歌山県許可分			和歌山市許可分		
	施設数	許可容量(m3)	残余容量(m3)	施設数	許可容量(m3)	残余容量(m3)
遮断型	-	-	-	-	-	-
安定型	5	1,991,840	659,718	-	-	-
管理型	1	1,344,835	1,344,835	-	-	-
合計	6	3,336,675	2,004,553	0	0	0